

## 税制上の優遇措置について <個人による寄付お申込みの場合>

捜真学院は、神奈川県より寄付金控除の対象となる証明を受けております。  
本学院への寄付における税制上の優遇措置は「所得控除制度」となります。

### 「所得控除制度」について

寄付者の所得に応じた税率を寄付金額に乗じて、控除額が決定する制度です。

所得税額の計算において、その年の所得金額から（寄付金合計額（※1） - 2,000円）が控除されます。

※1 年間の寄付金額合計が総所得の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が対象寄付金となります。

### 確定申告に必要な書類

上記の所得控除を受けるには、寄付した年の翌年の確定申告時に、所轄税務署にて申告手続きが必要となります。その際、本学院発行の「領収書」および「特定公益増進法人であることの証明書（写）」を添付してください。

書類は、寄付お申込みとご入金を確認できた後、寄付者様へ送付いたします。

※寄付お申し込みから、領収書等が寄付者のお手元に届くまで約1～2か月要しますことをご了承ください。

※インターネットから寄付お申しした場合、（決済方法：クレジットカード、コンビニエンスストア、Pay-easy 払いの方）ご寄付の領収日は申込日ではなく、決済代行会社から本学院に寄付金が入金された日となります。そのため、11月以降にお申込みになりますと、領収書の日付が翌年になる可能性があり、その場合は寄付金控除も翌年の対象となりますのでご注意ください。

### 住民税の控除

お住まいの自治体によっては、所得控除に加え、住民税の寄付金控除を受けることができます。捜真学院では神奈川県、横浜市から寄付金税額控除の対象法人として指定を受けており、これらの地域にお住まいの方は寄付金控除の対象となります。

### ご注意ください

○本学院では上記の「所得控除制度」は受けられますが、「税額控除制度」の適用を受けることができません。（2020年7月現在）ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

○給与所得者等で通常確定申告を必要とされない方も、給与の支払者が行う年末調整では寄付金控除は受けられませんので、別途確定申告をしてください。また送付しました書類は大切に保管いただきますようお願い申し上げます。確定申告に係る詳細については、最寄の税務署にお問い合わせください。

○個人寄付者の名簿提出の要請があった場合、神奈川県および横浜市へ提出することが義務づけられています。名簿に寄付者氏名・住所・寄付金額・寄付金受領年月日を記載し、提出することをあらかじめご了承ください。